

## ●令和4年度市民参加手続きの実施予定について

南九州市みんなのまちづくり参加条例第9条に基づき、市民の皆さんが事前に市民参加の予定を立てることができるよう、今年度の市民参加手続きの実施予定を公表します。

	市民参加の対象政策など	政策などの概要	市民参加の方法及び実施予定	担当課
1	新庁舎新築工事基本設計	新庁舎工事基本設計において、市民の意見を反映する。	パブリックコメント(令和5年1月頃)	新庁舎建設推進課
2	南九州市過疎地域持続的発展計画	令和3年度から令和7年度までの5年間の期間として策定された「南九州市過疎地域持続的発展計画」の基本目標及び分野毎目標で定めた指標の達成度を報告し、必要に応じて計画の見直しを行うもの。	審議会(9月頃)	企画課
3	第2次南九州市総合計画後期基本計画の策定	令和5年度から令和9年度までの5年間の期間とし、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の展開の方向性を明らかにするとともに、令和9年度の目標とする数値・指標を設定するもの。	パブリックコメント(11月～12月頃) 審議会(令和5年2月頃)	企画課
4	南九州市地域福祉計画(第2次地域福祉計画)の策定	令和5年度から令和9年度までの5年間の期間とし、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の展開の方向性を明らかにするとともに、令和9年度の目標とする数値・指標を設定するもの。	パブリックコメント(12月～令和5年1月頃)	福祉課
5	「南九州市食育・地産地消推進計画(第3期)」の策定	令和5年度から令和9年度までの5年間の期間とし、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の展開の方向性を明らかにするとともに、令和9年度の目標とする数値・指標を設定するもの。	パブリックコメント(10月頃)	農政課